様式第十一号記載上の注意6．中「当該再評価差額等については」の次に「、「当期首残高」を、「「当期減少額」」の次に「及び「当期末残高」」を加え、同様式の次に次の様式を加える。

様式第十一号の二
【有形固定資産等明細表】

（単位：円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産							
	計						
無形固定資産							
	計						

（記載上の注意）
1．重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。
2．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
3．固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示（直接控除形式又は間接控除形式）にあわせて以下のとおり記載すること。
　直接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。
4．当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

様式第十四号の次に次の様式を加える。

様式第十四号の二
【引当金明細表】

（単位：円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

（記載上の注意）
1．当期首又は当期末のいずれかに引当金（退職給付引当金を除く。）の残高がある場合にのみ作成すること。
2．当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

様式第十五号記載上の注意2中「第8条の28」の次に「第1項」を加える。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「第八条の六」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第十五条の二十三中「第八条の二十八」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第二十四条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第二十七条中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。

第二十七条の二中「第二十六条の二」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

第三十一条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十四条の二中「第四十二条の二」を「第四十二条（第三項を除く。）」に改める。

第四十条中「第五十四条の四」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十一条中「第五十六条」の下に「第一項」を加える。

第五十二条の二中「第七十六条の二」の下に「第一項」を加える。

第六十三条の二中「第九十五条の三の二」の下に「第一項」を加える。

第六十三条の三中「第九十五条の三の三」の下に「第一項」を加える。

第六十五条の三中「第九十五条の五の三」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

様式第十一号記載上の注意2．中「第15条の23」の次に「において読み替えて準用する財務諸表等規則第8条の28第1項」を加える。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、「「中間貸借対照表」と」の下に「、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

第五条の十九中「第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「同条」を「同項」に改め、「「当中間会計期間」と」の下に「、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

第十四条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十七条の二に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第二十一条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第三十条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第三十一条の三に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十条の二に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十条の三に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五十二条の二に次の一項を加える。

3　前二項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第五十三条に次の一項を加える。

4　前三項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。